

「第3章第3節（12条～14条）の施策を講ずる場合その他の場合」の検討

参考資料11 別紙2

改正法条文	想定事案等	現行条例
<p>改正個人情報保護法 （地方公共団体に置く審議会等への諮問） 第129条 地方公共団体の機関は、条例で定めるところにより、<u>第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づき意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会その他の合議制の機関に諮問することができる。</u></p>	-	-
<p>（地方公共団体の機関等が保有する個人情報の保護） 第十二条 地方公共団体は、その機関が保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。 2 地方公共団体は、その設立に係る地方独立行政法人について、その保有する個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>・要配慮個人情報（の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>（第6条）要配慮個人情報 正当な事務事業のため例外的に信条、病歴等の要配慮個人情報を取り扱う必要があるときは、あらかじめ審議会の意見を聴く。</p>
	<p>・その他、所掌事務を遂行するにあたり、通常の個人情報よりも慎重な取扱いが必要となる個人情報等（の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	なし
	<p>・本人外収集（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>（第8条）本人外収集 8条4項1号から8号までに規定される本人収集原則の例外事由に該当しない場合で、相当な理由があると認めて本人以外から収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴く。</p>
	<p>・目的外利用・提供（改正法上許容される場合に該当するかどうかは法解釈として個人情報保護委員会が行うものだが、法律上許容される場合において、実際に利用・提供するかどうかの判断や、利用・提供する場合の条件等の保護措置については対象になり得ると考える。）</p>	<p>（第9条）目的外利用・提供 9条2項1号から8号までに規定される目的外利用・提供の例外事由に該当しない場合で、相当な理由があると認めて目的外の利用、提供を行う場合には、あらかじめ審議会の意見を聴く。</p>
	<p>・適切な安全管理措置（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	なし（規定はあるが諮問対象外）
	<p>・電磁的方法による提供（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	なし（規定はあるが諮問対象外）
	<p>・その他、所掌事務を遂行するにあたり、通常の取扱いよりも権利利益侵害防止のため配慮が必要となる態様の取扱い等（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	なし
	<p>・苦情処理（が適正に行われるよう必要な措置を講ずる場合）</p>	<p>（第17条）苦情 実施機関は、実施機関における個人情報の取扱いに関する苦情の処理をするに当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。</p>
<p>・改正法施行条例の改正等（条例要配慮、手数料等） ・個人情報に関する要綱、要領、マニュアル等の作成・改正等</p>	<p>（第50条） 実施機関は、個人情報保護制度の改善に関する施策の立案及び実施に当たって必要と認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。</p>	
<p>（区域内の事業者等への支援） 第十三条 地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、その区域内の事業者及び住民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	現時点では特になし	なし
<p>第十四条 地方公共団体は、個人情報の取扱いに関し事業者と本人との間に生じた苦情が適切かつ迅速に処理されるようにするため、苦情の処理のあっせんその他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p>	現時点では特になし	なし
<p>第3章第3節の施策を講ずる場合その他の場合（129条より）</p>	現時点では特になし	なし